



平成17年1月6日

日本税理士会連合会

会長 森 金次郎 殿

会計参与（仮称）制度に関する意見書



5-21-12

電話 03-3354-4162

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連盟に対しまして、深いご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、法制審議会会社法（現代化関係）部会において会計参与（仮称）（以下単に「会計参与」という）制度が検討されていることが明らかになりました。当連盟は、この会計参与制度について、検討した結果、以下に掲げる項目につきましては、次のように、改善すべきであるとの結論を得ました。

貴会におかれましては、この要望の趣旨をご理解戴き、要望実現にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

1. 資格について

会計参与は、個人に限定し、監査法人・税理士法人を含めるべきではない。

税理士法は、税理士法人の業務範囲を税理士業務に限定しているため、税理士法人が会計参与となるためには、税理士法の改正が必要となるが、本来の業務以外を可能とすることは、税理士法の立法趣旨に反することとなる。

2. 兼任禁止について

会計参与と顧問税理士の兼任を認めるべきではない。

会計参与と顧問税理士の業務範囲を明確に区分することは困難である。例えば、会計参与は計算書類を作成するため当然に納税額の確定をもその業務範囲となる。一方税理士は、納税額の確定こそがその業務の中心である。このような場合いずれの立場で税額の計算を行うのであろうか。また、会計参与の報酬が給与所得とすると、業務範囲を明確に区分することができないことにより、報酬の決め方が恣意的に行われれ所得金額等の計算を不透明なものとする可能性があり、延いては税理士制度の信頼を損なうことにもなりかねない。さらに、それぞれの目的の違いから同一人が判断をする場合いずれの立場を優先すべきかという問題が生じることも想定される。すな

わち、会計参与は、自らが計算書類作成の当事者であるため、自らの考えが反映されたものを作成しなければならぬと同時に責任の重さから過度に保守的になることも考えられる。これに対し顧問税理士は、代理人の立場であり、最終の決断は委嘱者である取締役等に委ねられる。そこでもし、取締役等との間に、意見の対立が予想される場合、会計参与は自己の主張を貫くべき立場であり、税理士の立場では、助言をすることに留めることとなることもある。このような場合、会計参与と顧問税理士が同一の人物であることにより、自らの意見を反映させるため、助言内容を制限することとなれば、税理士としての独立した公正な立場が損なわれることとなる。したがって、会計参与と顧問税理士の兼任は、禁止すべきである。

3. 保存・開示について

計算書類の保存・開示を会計参与の職務とするべきではない。

会計参与の退任後の保存・開示が適正に担保されない。前任者の作成した計算書類を後任者が引継ぐものとすると、単なる保存・開示の機能であり、会計の専門家の職務としては不適切である。また、定款を変更して会計参与を置かないこととした場合も保存・開示が全く担保されないこととなる。そもそも、保存・開示は、会社が行っているならば、十分である。取締役等の改ざん等不正を懸念するのであれば、監査制度・公告の強化によるべきである。また、税理士は、自宅での開業等小規模な事業者も多く存在する。したがって、保存・開示のような職務は、税理士の実態にそぐわない。

4. 辞任規定の明記

会計参与は、取締役等との意見調整が不可能と判断した場合には、いつでも辞任できるものとする規定をおくべきである。

会計参与は、専門家として計算書類の作成を行うのであるから、取締役等と意見の不一致があつたとしても、妥協することは、制度の趣旨からも許されるものではないと同時に取締役等に対し強制力を持つものでもない。だからといって、このような場合に計算書類の作成ができないとすることも不合理である。したがって、会計参与の辞任を認め取締役等の責任のみによって計算書類の作成を可能とする制度とすべきである。

以上

書留・配達記録郵便物受領証(乙)

(差出人の住所氏名)		T151-0051 東京都渋谷区千駄谷5丁目21番12号 代々木リビン401 様	
受取人の氏名 日本理理工学院 会長 森 金次郎殿		引出番号 528-06 62574-5	郵便料 ¥350
		申出損害要償額	--- 和
		摘要	
ご注意 この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合 場合に必要です。から大切に保存してください。 簡易書留の損害要償額は、8千円を限度とする実損 額です。 摘要欄：カン(簡易)、キロ(配達記録)、ソク(速達)、ハイ(配達証明) の記号 ナイ(内容証明)、トク(特別送達)、ダイ(代金引換) シ(引受時刻証明)、シテ(配達日指定)		05-3370-7722 33714701 17.01.05412-16	郵便局